

浜松市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

浜松市議会委員会傍聴規程（平成7年浜松市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第9条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>もの</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(3) <u>張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> <p>(4) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u></p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、委員長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第9条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>物を</u>携帯している者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会の会議室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u></p> <p><u>2 委員長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯し、又は着用しているか否かを質問させる</u></p>

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) (略)

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、委員会の会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

ことができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会の会議室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) (略)

(5) 前各号に定めるもののほか、委員会の会議室の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 委員長は、傍聴人がこの規程に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

第12条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があつたときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 委員長は、傍聴人がこの規程に反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日の翌日から施行する。